

新年度の空き家等対策の取組について

(1)胎内市空き家実態調査の実施

「胎内市空き家等対策計画」に基づき、令和2年度胎内市空き家実態調査を実施する。前回の調査（平成27年度）から5年が経つため、現在の状況を把握し、空き家の所有者に対して必要な情報提供やアドバイスを実施することも必要。アンケート等の送付により利活用や維持管理等に関する意向確認を行う。

【参考】平成27年度胎内市空き家実態調査結果

	調査地区数	調査件数	損傷状況		
			危険空き家	大規模修繕が必要な空き家	小規模修繕が必要な空き家
中条地区	41行政区	137軒	23軒	37軒	77軒
乙地区	18行政区	81軒	20軒	15軒	46軒
築地地区	11行政区	53軒	13軒	15軒	25軒
黒川地区	29行政区	75軒	12軒	20軒	43軒
地区全体	99行政区	346軒	68軒	87軒	191軒

(2)民間団体との連携強化

今年度に宅建協会と、空き家対策を民間団体と総合的に実施していくための協定（空き家等の対策に関する協定）を締結した。空き家を市場に流通させるためには様々な阻害要因を問題解決し、流通させる必要があることから、宅建協会のみならず、阻害要因を専門的に解決できる民間団体との連携を強化させたい。